

勸告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）を改正することを勧告する。

1 寒冷地手当

- (1) 支給の対象となる職員について、大野市、勝山市、吉田郡のうち上志比村、大野郡、今立郡のうち池田町および南条郡のうち今庄町に在勤する職員ならびに寒冷および積雪の度を考慮して上記地域との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める公署に在勤する職員で当該地域または人事委員会が定める区域に居住するものとする。
- （上記、郡市町村は、平成 16 年 4 月 1 日における名称およびその区域を示すものとし、その後におけるそれらの名称または区域の変更によって影響されないものとする。）
- (2) 支給方法について、支給日にその支給日に係る年度の寒冷地手当を支給することとされているものを、11 月から翌年 3 月までの各月について支給するものとする。
- なお、これに伴い、寒冷地手当を追給し、または返納させる措置は、廃止すること。
- (3) 支給月額について、職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とし、基準額と基準額に加算される額との別を廃止すること。

世 帯 等 の 区 分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員（単身赴任手当を支給される職員で寒冷地に居住する扶養親族のないもの（寒冷地に居住する扶養親族のある職員との権衡を考慮して人事委員会が定める職員を除く。）およびこれに相当するものとして人事委員会が定める職員を除く。）	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円

- (4) 豪雪に係る寒冷地手当は、廃止すること。
- (5) (1)から(4)までの改定は、平成 16 年度以降に支給する寒冷地手当について実施すること。また、(1)および(3)の改定に伴い、国家公務員の例により、所要の経過措置を講ずること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。